

仕様書

1 業務名

湖西市給食廃油売却事業

2 業務内容

給食で使用した食用油の廃油について適切に回収し、再資源化して適正に処理を行うものとする。

3 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 回収施設及び年間売却予定量

湖西市立鷺津小学校 湖西市鷺津670番地	850ℓ	湖西市立鷺津中学校 湖西市鷺津629番地	600ℓ
湖西市立白須賀小学校 湖西市白須賀5030番地	300ℓ	湖西市立湖西中学校 湖西市太田135番地	300ℓ
湖西市立東小学校 湖西市新所680番地	300ℓ	湖西市立岡崎中学校 湖西市岡崎587番地の2	380ℓ
湖西市立岡崎小学校 湖西市岡崎634番地の2	750ℓ	湖西市立新居中学校 湖西市新居町中之郷1181番地	440ℓ
湖西市立知波田小学校 湖西市大知波1144番地	300ℓ	湖西市立新居幼稚園 湖西市新居町新居1730番地	50ℓ
湖西市立新居小学校 湖西市新居町新居1770番地	650ℓ	湖西市立岡崎幼稚園 湖西市岡崎2586番地の37	400ℓ
合計			4,960ℓ

※年間売却予定量は、過去の売却量から算出したものであり、実際の売却量は予定量よりも増加又は減少する場合がある。

5 業務実施方法

- (1) 給食調理業務から生じる廃油の回収は、各学期末及び市から依頼されたときとし、市と日程を調整して回収すること（前年度実績は年5回から7回程度）。また最後の回収日は給食最終日とする。
- (2) 廃油回収場所は、各学校・園長の指定する場所とする。
- (3) 回収作業には、各学校・園長が指定する者が立ち会い、受注者は回収量を文書で

学校・園に提出すること。

- (4) 給食調理業務から生じる廃油を入れる容器は、受注者の負担で設置し、契約期間終了後、撤去すること。なお設置及び撤去日は市と協議の上決定するものとする。
- (5) 容器は油漏れがしない素材であること（廃油を入れやすい容器が望ましい）。
- (6) 容器の劣化等により油漏れ又は雨等水分が混入する恐れが生じたときには、速やかに容器を取り替えること。
- (7) 回収にあたっては、廃油が飛散しない方法で回収し、受注者の車両に積載された時点でその所有権及び管理責任は受注者に移転するものとする。
- (8) 自社又は他社により廃油をリサイクル利用すること。

6 売扱代金

- (1) 1ℓあたりの購入単価は、円未満を切り捨てしない。市への振込み金額は、円未満切り捨てとする。
- (2) 契約期間中最後の回収業務終了後においては、これまでに回収した廃油量の累計と、それに契約単価を乗じて算出した金額を記載した書面を作成し、市に提出すること。なお学校分及び園分は分けて作成すること。
- (3) 購入金額は、1年間分を定められた期限までに市に納入すること。
また振込手数料は受注者負担とする。